

「とっとりリアル・パビリオン」おもてなし推進補助金交付要綱

制 定 令和7年3月31日付第202400328079号

鳥取県輝く鳥取創造本部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、「とっとりリアル・パビリオン」おもてなし推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和7年度に開催される大阪・関西万博期間中に県外、海外から鳥取県を訪れる観光客をもてなすため、県内に事業所又は活動拠点を有する団体等（以下「団体等」という。）が新たに県内で実施する活動及び観光サービスを支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし同表の第5欄に定める額を限度とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業を開始する20日前までに、鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課長（以下「観光戦略課長」という。）へ行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号、様式第3号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第7条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
「とっとりリアル・パビリオン」おもてなし推進事業	県内に事業所又は活動拠点を有する、民間事業者（複数の事業者で連携して実施する場合に限る）及び観光関係団体	大阪・関西万博期間中に県外、海外から鳥取県を訪れる観光客をもてなすために、新たに県内で実施する活動及び観光サービスの実施に必要な次に掲げる経費 ※駅、空港などの交通結節点、観光施設、観光案内所、宿泊施設、土産物店など、観光客の来訪が想定される場所で、無料で提供するものに限る。なお、実施が一度限りの取組、従前からの事業は対象外とする。 （１）会場使用料、会場設営費、消耗品費 （２）出演者、ガイド等に係る旅費等 （３）委託料（補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であると認められる場合。県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者の発注が困難と県が認めた場合についてはこの限りではない。）など （４）その他補助対象として知事が認める経費 【補助対象外経費】 ・団体等の運営に係る経常的な経費、人件費 ・広報経費（印刷費、広告宣伝費、郵送料等） ・国・県・市町村の補助金、交付金等を受けている又は受ける予定となっている経費 ・食糧費（事業実施に必要不可欠なものを除く） ・その他補助事業の実施に必要と認められない経費	10/10	100 千円